

世田谷区止水板設置等助成要綱

令和8年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区内において、浸水による被害の軽減を図るため、住宅、事務所等に止水板の設置を行おうとする者に対し、その設置に要する費用の一部を区が助成することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建築物の浸水を防止することを目的としてその出入口等に設置するもので、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 浸水に耐えうる材質で、JIS規格(JIS A 4716)で定められた浸水防止性能に準じた性能を有すること。
 - イ 取り外し又は移動が可能であること。
 - ウ 繰り返しの使用が可能であること。
- (2) 関連工事 止水効果を高めるために行う工事であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 内外壁の止水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める工事
- (3) 簡易型止水板 工事を伴わずに設置をすることができる止水板をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、世田谷区の区域内で、止水板の設置工事又は簡易型止水板の購入（以下「止水板の設置・購入」という。）を行う住宅、事務所等の所有者又は使用者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。
 - (1) 個人にあっては特別区民税及び都民税、法人にあっては法人都民税を滞納している者
 - (2) 法令又は条例により、止水板の設置を義務付けられている者
 - (3) 止水板の設置について、国、東京都又は世田谷区からこの制度以外の補助を受ける者
 - (4) 本助成金の交付を受けて設置した止水板と同一の建築物等に再度止水板を設置しようとする者
 - (5) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

- (6) 売買を目的とした建築物等に止水板を設置する不動産業者、建築業者等
- (7) 暴力団関係者（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）及びその者が属する団体又はこれに準ずる者

（助成対象）

第 4 条 助成金の交付の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 止水板設置工事及び関連工事に係る工事費用
- (2) 簡易型止水板の購入費用

（助成額）

第 5 条 助成額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とし、同表の右欄に掲げる額を限度とする。ただし、助成額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 止水板設置工事及び関連工事に係る工事費用（消費税を含む。）

区分	助成額	限度額
個人	工事費用の 5 分の 4	100 万円
法人	工事費用の 5 分の 3	100 万円

- (2) 簡易型止水板の購入費用（消費税を含む。）

区分	助成額	限度額
個人	購入費用の 5 分の 4	16 万円
法人	購入費用の 5 分の 3	16 万円

2 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（助成金の申請）

第 6 条 区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「適用申請者」という。）に、止水板の設置又は購入前に区長が指定する書類（以下「関係書類」という。）を添付した止水板設置等助成金交付適用申請書（第 1 号様式。以下「交付適用申請書」という。）を区長に提出させなければならない。

2 区長は、令和 7 年 7 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日までにを行った止水板の設置・購入に対し助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）に、関係書類を添付した止水板設置等助成金交付申請書（第 1 号様式の（2））を提出させなければならない。

（助成金の交付適用決定）

第 7 条 区長は、前条第 1 項の申請があったときは、交付適用申請書及び関係書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは止水板設置等助成金交付適用決定通知書

(第2号様式)により、助成金を交付することが適当でないとしたときは止水板設置等助成金交付不適用決定通知書(第3号様式)により、速やかに適用申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等に関する報告)

第8条 区長は、適用申請者が止水板設置等助成金交付適用通知書の交付を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する場合は、報告させなければならない。

- (1) 適用決定を受けた止水板の設置・購入を取りやめる場合
- (2) 申請内容に変更がある場合
- (3) 適用決定額の変更が予想される場合

(完了の報告)

第9条 区長は、適用申請者に、止水板の設置・購入が完了したときは、直ちに関係書類を添付し、完了届(第4号様式)を提出させなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、第6条第2項による申請があったとき又は前条の報告があったときは、止水板の設置・購入の完了を確認し、助成金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、止水板設置等助成金交付決定通知書(第5号様式。以下「決定通知書」という。)により、助成金を交付しないことに決定したときはその旨を止水板設置等助成金不交付決定通知書(第6号様式)により、速やかに適用申請者又は交付申請者に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、適用申請者又は交付申請者に、決定通知書の写しを添付した止水板設置等助成金交付請求書(第7号様式)により、助成金を請求させるものとする。

2 区長は、前項の請求があった時は、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

(助成決定の取消し等)

第12条 区長は、この要綱による助成金の適用又は交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の適用又は交付の決定を取り消すことができる。また、既に助成金を交付していた場合、当該助成金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の取り消しを決定したときは、止水板設置等助成金交

付決定取消通知書（第 8 号様式）により、適用申請者又は交付申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 13 条 区長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という）に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 14 条 区長は前条の規定により、助成金の返還を命じたときは、交付決定者に、その命令に係る助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 15 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 16 条 第 14 条第 2 項の規定により、区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第 17 条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている助成金の返還を命じられた交付決定者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 区長は、交付決定者がこの要綱により設置又は購入した止水板を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときはあらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、設置又は購入後次の期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 金属製の止水板 18年
- (2) 上記以外の止水板 10年

(委任)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に土木部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。